

京都帝國大學法學科大學

經濟論叢

第七卷 第一號

大正七年七月一日發行

論說

剩餘價格ノ成立……………	法學博士	河上肇
相續稅批評ノ重點(一)……………	法學博士	神戸正雄
扶養義務力救貧籍力……………	法學博士	財部靜治
さんぢかりずむ概論(一)……………	法學士	河田嗣郎
黃宗義ノ政治經濟思想(一)……………	法學士	小島祐馬
經濟的行爲ト道德的行爲トノ關係(六)……………	法學博士	田島錦治
分業ヲ論ジテ(福田博士ノ教ヲ請フ(二、完))……………	文學士	高田保馬

時事問題

小口落禁止問題……………	法學博士	戸田海市
軍需工業動員法ニ就テ……………	法學士	櫛田民藏

雜錄

英吉利ノ豫算……………	法學士	河田嗣郎
南露ニ於ケル獨逸住民(二完)……………	文學士	長壽吉
かあらいるノ「過去及ビ現在」……………	文學士	石田憲次
戰費調達問題(一)……………	法學士	小島昌太郎

雜錄

英吉利ノ豫算

(新稅ト増稅)

河田 嗣 郎

一 開戰以來漸次膨脹シ來リタル英國ノ豫算ハ本年度ニ於テハ實ニ左表概數ノ示スガ如キ尨大ナルモノトナツタ。

●一九一八—一九年度總豫算概要

歲 出	£1,771,124,000
歲 入	£1,361,000,000
歲計不足	£410,124,000

即チ歲出ニ對スル歲入ノ不足額ハ實ニ二十一億餘萬磅ニ上ボリ、歲入ハ歲出額ノ三分一弱四分一強ニ當ルニ過ギヌ。此ノ巨大ナル歲計不足ハ固ヨリ唯之ヲ公債ニ依リテ支辨スルノ外ハナイノデアツテ、サナキダニ莫大ノ額ニ上ボリタル戰時公債ハ又更ニ大イニ其額ヲ増スコトトナル次第デアル。試ニ本年度豫算ヲ前年度ノソレト比較シテ見ヤウナラバ

●一九一八—一九年度及ビ一九一七—一八年度豫算比較

一九一七—一八年度(現計)	一九一八—一九年度豫算
歲 出	£1,771,124,000
歲 入	£1,361,000,000
歲計不足	£410,124,000

右ノ比較ニ由リテ觀レバ本年度ハ昨年度ニ比シ歲入ノ増加十三億五千萬磅ニ過ギザルニ、歲出ノ増加ハ三十二億四千萬磅ニ上ボリ、其ノ結果歲計不足額ハ十四億磅ヲ増スコトトナツタ譯デアル。

二 元來英國ハ戰時財政ヲ料理スルニ就イテハ獨逸ガ主トシテ專ラ公債政策ヲ採レルト趣ヲ異ニシ、先ヅ増稅及ビ新稅ノ設定ニ依リテ歲入増加ヲ計ルニ怠ラナカツタ。從テ開戰以來既存ノ租稅ニシテ稅率ヲ高メラレタルモノヤ、又新タニ設定セラレタル租稅ハ少クナイノデアルガ、本年度ノ豫算編成ニ當リテモ亦ば一なり、ろ一氏ハ更ニ増稅及ビ新稅設置ノ計畫ヲ立テ、多少トモニ之ニ依リテ戰費ノ補ヲ爲サントシテ居ルノデアル。

増税ノ計畫ニ於テ最モ著明ナルモノハ所得税^{インカム・タックス}デアル。所得税ハ開戦後直チニ増徴セラレタガ今又増徴ノ標トナツタ。先ツ加徴税^{シユパイクス}ノ賦課セラレザル普通所得税(所勞所得二千五百磅以下、不勞所得二千磅以下)ニ就キテ新舊兩稅率ヲ示シテ見ヤウナラバ

●所勞所得新舊稅率表(稅率ハ一磅ニ付キ)

所得額	舊稅率 志片	新稅率 志片
500磅以下	二五	二五
500磅以上1000磅以下	二六	三〇
1000磅以上1500磅以下	三〇	三九
1500磅以上2000磅以下	三八	四六
2000磅以上2500磅以下	四四	五三
2500磅以上3000磅以下	五〇	六〇
3000磅以上	五〇	六〇

●不勞所得新舊稅率比較表

500磅以下	三〇	三〇
500磅以上1000磅以下	三六	三九
1000磅以上1500磅以下	四〇	四六
1500磅以上2000磅以下	四六	五三
2000磅以上	五〇	六〇

即チ所勞所得ニ於テモ不勞所得ニ於テモ年額五〇〇磅以下ノ所得ニ對シテハ何等ノ増徴ヲ行ハ

ナイノデアル。又新計畫ニヨレバ年收八〇〇磅以下ノ者ニ對シテハ其妻及ビ扶養スル親族各一人ニ就キ二十五磅宛ノ免除ノ行ハレ、又十六歳以下ノ子供ニ就キテハ從來所得七〇〇磅以下ノ者ニ對シ子供一人二十五磅宛ノ免除ノ行ハレタルモノ新計畫ニテハ其所得額ヲ年八〇〇磅以下トセラルコトトナツタ。

次ニ加徴税^{シユパイクス}ニ於テハ從來年收三〇〇磅以上ノ者ニ課セラレタルヲ新タニ年收二五〇〇磅以上ノ者ニ課スルコトトシタ。其ノ稅率左表ノ如シ。

●加徴稅新舊稅率比較表(稅率ハ一磅ニ付キ)

所得中最初ノ1000磅	舊稅率 志片	新稅率 志片
最初ノ1000磅	無	無
次ノ500磅	無	一〇
次ノ500磅	一〇	一六
第四ノ1000磅(3000—4000磅)	一〇	二〇
第五ノ1000磅(4000—5000磅)	一六	二六
第六ノ1000磅(5000—6000磅)	一〇	三〇
第七ノ1000磅(6000—7000磅)	一六	三六
第八ノ1000磅(7000—8000磅)	二〇	四二
第九ノ1000磅(8000—9000磅)	二六	四八
第十ノ1000磅(9000—10000磅)	三二	五四
其以外(10000磅以上)	三六	六〇

斯ノ如クニシテ普通所得稅及加徴所得稅共ニ稍著大ナル増率ノ行ハルコトトナツタノデアルガ、今此ノ新稅率ノ下ニ於テ諸種ノ額ニ於ケル所得ノ實際負擔額ガ何ノ位ノ程度デアアルカラ攷ヘテ見ルニ、英國政府ノ公ニセル例示ニヨレバ、洵ニ左ノ如キ負擔ノ歩合トナルノデアル。

●普通所得稅實際負擔額及非合新舊比較表

(一) 舊稅率ニ依ル實際負擔額及歩合 (最高稅率五志)

所得額	所勞所得		不勞所得	
	稅額	負擔歩合	稅額	負擔歩合
100	1 0 0	1 0 0	0 0 0	0 0 0
100	2 0 0	0 11	13 10 0	1 7
100	10 0 0	1 0	10 0 0	1 10
100	15 0 0	1 6	10 0 0	1 0
100	20 0 0	1 3	10 0 0	1 0
100	25 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	30 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	35 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	40 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	45 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	50 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	55 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	60 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	65 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	70 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	75 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	80 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	85 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	90 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	95 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	100 0 0	1 0	10 0 0	1 0

(二) 新稅率ニ依ル實際負擔額及歩合 (最高稅率六志)

所得額	所勞所得		不勞所得	
	稅額	負擔歩合	稅額	負擔歩合
100	1 0 0	1 0 0	0 0 0	0 0 0
100	2 0 0	0 20	13 10 0	1 7
100	10 0 0	1 0	10 0 0	1 10
100	15 0 0	1 5	10 0 0	1 0
100	20 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	25 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	30 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	35 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	40 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	45 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	50 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	55 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	60 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	65 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	70 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	75 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	80 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	85 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	90 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	95 0 0	1 0	10 0 0	1 0
100	100 0 0	1 0	10 0 0	1 0

ムル所デアルガ、之ハ七〇〇磅以下ノ所得ニ對シテハ夫々課税免除額ノ定メラレアル爲メデアル。其ノ免除額ハ左表ノ如キモノデアル。參考ノ爲メニ掲ゲテ置ク

所得額	免除額
100磅以上300磅以下	100磅
300磅以上400磅以下	100磅
400磅以上700磅以下	100磅
700磅以上1000磅以下	100磅
1000磅以上	1000磅

サレバ例ヘバ三三〇磅ノ所得アル者ハ實際ニハ二二〇磅ダケ課税セラレ、四六〇磅ノ所得アル者ハ三六〇磅ダケ課税セラレルコトナルデアル。¹⁾

右諸表ノ示ス所ニ依リ明カナルガ如ク英國ノ所得税ハ舊税率モ既ニ甚ダ高率ナリシニ新税率ハ更ニ一層高率ノモノトナリ、例ヘバ年收千磅ノ所得ヲ有スル者ハ一磅(二十志)ニ付キ三志九片ノ負擔ニ任ジ(所得ニ對シニ割弱ノ負擔也)年二千五百磅ノ收入ヲ有スル者ハ一磅ニ付キ六志ノ負擔(所得額ノ三割)ニ任ゼナケレバナラスノデアアル。而シテ二千五百磅以上ノ所得アル者ニハ普通所得税以外加徴税ノ課セラルル結果トシテ其ノ負擔歩合ハ更ニ重ク、例ヘバ年收一萬磅ノ所得アル者ハ一磅ニ付キ八志四片(四割強)ノ負擔ニ任ジ、年額五萬磅ノ所得アル者ニ至リテハ

實ニ一磅ニ付キ十志一片即チ所得額ノ二分一強ノ負擔ニ服セナケレバナラヌ次第デアアル。隨分思切リタル高キ課税ト謂ハナケレバナラス。

三 所得税以外ニ於テ増徴又ハ新設サレタル諸税トシテハ先ヅ第一ニハ**手形印紙税**ノ新設ヲ上ク可キデアツテ之ハ爲替手形(小切手ヲ含ム)及び約束手形ニ對シ課税ヲ二片ニ増加セラレタ。次ニ消費税ニ於テハ**火酒税**ヲ一がろん十四志九片ヨリ三十志ニ増シ、**麥酒税**ヲ倍加シ、**煙草税**ヲ一封度ニ付キ六志五片ヨリ八志二片ニ増シ、**燐寸及ビ砂糖**ニ對シテモ更ニ特別課税ヲスルコトトナツタノデアアル。

次ニ郵便税ヲ改正スルコトトシ内地郵税ハ左表ノ如クセラルルノデアアル。

重量	舊率	新率
一〇Z	一片	一片半(凡六錢)
一〇Z—二〇Z	二片	一片半(〃)
二〇Z—四〇Z	二片半	一片半(〃)
以上二〇區ヲ増ス毎ニ半片ヲ加フ		

築書 半片 一片(凡四錢)
最後ニ新設セラル可キ租税トシテ面白キハ**奢侈**

1) F. G. Underhay. M. A., Income Tax, pp. 44ff.

税ナルモノ之デアアル。是ハ奢侈的出費ニ對シテ一志ニ付キ二片(六分二)ノ課税ヲスル計畫デアツテ、大體佛蘭西ノ例ニ依ル筈デアアル。而シテ如何ナル貨物ニ對スル出費ヲ奢侈的ト定ムルカニ就キテハ議會ニ特別秘密委員會ヲ設ケテ査定スルコトトセラレタ。唯之ヲ種類ニ依リテ大別スレバ

(一) 價格ノ奈何ニ拘ラズ奢侈品ト見ラル可キ貨物(例ヘバ寶石類ノ如シ)

(二) 一定價格ヲ超過スレバ奢侈品トナル可キ貨物。

(三) 奢侈的建造物(例ヘバぼてゐ、料理屋ノ如シ)

此ノ奢侈税ハ印紙税トシテ徴收セラルル筈デアアル。而シテ此税ハ一般的ニ是認セラル可キモノト豫期セラレテ居ルヤウデアアルガ吾人ノ見ル所ヲ以テスレバ戰時ト云ハズ平時ニテ於テモ設ケラレテ然ル可キモノデアアル(然リ我國ニ於テモ^〇)